

山梨県環境緑化表彰実施要領

1 目 的

緑豊かなうるおいある県土づくりを推進するため、地域の緑化推進や緑化思想の普及啓発への貢献等について他の模範となる者を表彰し、今後の緑化活動の一層の推進を図る。

2 主 催

山梨県、公益財団法人山梨県緑化推進機構

3 表彰の対象

表彰の対象は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、学校を除く。

- (1) 地域の緑化推進に貢献した個人・団体・事業所
- (2) 緑化思想の普及啓発に貢献した個人・団体・事業所

4 推薦の方法

別紙環境緑化功績調書を作成し、山梨県森林環境部森林整備課長に提出する。

5 選 考

選考は、「山梨県環境緑化表彰選考要領」で定める選考委員会を設けて行う。

6 表 彰

- (1) 表彰は、山梨県林業まつり記念式典において行う。(ただし、林業まつり記念式典が開催されない場合はこの限りではない。)
- (2) 表彰数は以下のとおりとする。

山梨県知事賞	： 3点以内
山梨県県議会議長賞	： 3点以内

7 「全国育樹活動コンクール」への推薦

山梨県環境緑化表彰選考要領に基づいて選考を行い、優秀な成績を収めたものを公益社団法人国土緑化推進機構が主催する「全国育樹活動コンクール」に推薦する。

附則 この要領は、令和3年7月29日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。